

北名古屋水道企業団水道料金審議会会議録（第3回）

- 1 日時 令和7年1月14日（火）午前9時25分～午後12時5分
- 2 場所 北名古屋水道企業団 2階大会議室
- 3 区分 非公開
- 4 出席委員 8名
- 5 欠席委員 1名
- 6 事務局 8名
- 7 事務局長あいさつ
- 8 議題

◎会長

皆さんおはようございます。

本日も建設的なご意見を頂戴しますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題は三点ございますので、それぞれご説明いただいた後に質疑応答という形で皆様からご意見、ご質問をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず「1.料金改定率の設定根拠について（第2回審議会の追加説明）」でございます。事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

●事務局

それでは、さっそく説明に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

前回同様、パワーポイントを使用していきますので、事前配付資料同様、是非ご覧いただければと思います。

では、資料1ページをお願いします。

料金改定率の設定根拠について、第2回審議会の追加説明でございます。

第2回審議会では、①経常収支比率＝100％以上の確保、②料金回収率＝100％以上の確保、③企業債残高＝40億円以内に抑制、④純利益＝2億円以上の確保を財政の目標値とし、実際の見通しとの乖離を各指標別に検証を行いました。

各指標のうち、④純利益＝2億円以上の確保の条件が最も達成困難であったため、今回はこれに焦点を当ててシミュレートします。

資料2ページをお願いします。

こちらは、令和15年度までの収益的収支について、値上げなし、物価上昇加味なしの条件でシミュレートしたもので、収入と支出の全てを財政計画として年度別に盛り込んだものです。令和15年度の純利益が0.6億円の赤字になっています。因みに令和12年度以降は赤字に転換する予測で、この時点で経営が成り立っていない状況です。

資料 3 ページをお願いします。

こちらは、平均改定率 14%実施、物価上昇加味なしの条件でシミュレートしたものです。令和 15 年度の純利益が 2.27 億円となり、目標とする 2 億円の確保はできています。

ここで資料 1 ページにお戻りください。

現行料金を継続した場合と 14%の値上げを実施した場合の違いについて検証します。純利益については 2.88 億円の相違が発生します。これは給水収益の 16.5%に相当します。増益分は工事費に充当できるため、企業債借入れの低減を図ることができます。

令和 15 年度に支払う企業債利息は、値上げしなかった場合と比較し、改定率 14%では 4,460 万円の削減が可能となります。これは給水収益の 2.5%に相当するため、改定を実施した場合と実施しなかった場合の差は 14%+2.5%となり、実質改定率の差が 16.5%に開くことを意味します。

表の右端に示した算定期間 10 年間での企業債借入額は、値上げをしなかった場合の 41.7 億円に対し、改定率 14%とした場合の借入額は 23.8 億円となり、17.9 億円の低減を可能とする結果になりました。因みにこの 17.9 億円は、給水収益の約 1 年分に相当するほどの金額となります。

次に物価上昇についてです。日銀は物価安定の目標を前年度上昇率 2%としているため、事務局では上昇率毎年 2%を加味したシミュレートも行い、これを参考値として示します。改定率 16%及び 17%とした場合の純利益は、どちらも 2 億円に達しません。改定率 18%は 2 億円を確保できていることから、物価上昇を加味した場合の改定率は 18%が適していることとなります。第 2 回審議会では、改定率を 14%とした場合、それに物価上昇 2%を加味すると 16%になると説明いたしましたが、それが誤りであったことを、ここで訂正させていただきます。

物価上昇も気になるところですが、昨今の物価の高騰により一般家庭の家計負担が増す中、急激な料金値上げは少しでも緩和したいところでもあります。本企業団としては、経営健全化への取り組みにより財政の健全性を維持しつつ、老朽施設の更新を進める上で最低限必要な料金改定率を総合的に検討した中で、不確定な物価上昇は加味せず①～④の条件を全て満たす平均改定率 14%程度が、現状においては最善であると結論付けました。

議題 (1) については以上です。

◎会長

ありがとうございます。

ただいま議題 (1) についての説明をいただきました。

皆様からご質問等いただく前に本日欠席の委員からコメント等をいただいていると聞きしていますので、まず、事務局から報告をお願いいたします。

●事務局

それでは欠席委員との質疑応答について報告させていただきます。

(委員)

2、3 ページで物価上昇を加味しない場合の収支見通しが示されているが物価上昇 2%を加味した場合の情報がない。資料としてそれも必要ではないか。

(事務局)

参考資料として平均改定率 16%で物価上昇 2%を加味したものでございますのでお示しいたします。16%改定では令和 15 年度に純利益 2 億円の確保ができておりませんが、令和 14 年度までは純利益 2 億円の確保ができておりますことを審議する上で参考にしていただけたらと思います。

(委員)

平均改定率 16%で物価上昇 2%を加味した参考資料によると、令和 15 年度に純利益を 2 億円切るがもしこの案を採用した場合は前年の令和 14 年度に料金値上げを行うということか。

(事務局)

令和 8 年度に水道料金の値上げ改定を行った場合、その後、算定期間の 10 年間何もしないわけではなく、少なくとも 5 年後には収支の再シミュレートを行いまして、改めて適正な水道料金について検証し、改定率と改定時期について判断します。

ただ値上げ一変等ではなく、物価やその他の状況により資金が余剰な状況になっていたら、値下げ改定を行う可能性もあります。

(委員)

値上げはいつから予定か、またそれまでのスケジュールはどうなっているのか。

(事務局)

本審議会の答申をいただいた後、令和 7 年度の 8 月議会で新料金（案）を提出する予定です。そこで可決されましたら、その後の半年間で使用者の皆様へ周知を行い、令和 8 年度 4 月より新料金に切り替える方向で考えております。

議題（1）については以上です。

◎会長

ありがとうございました。

それでは皆様からただ今の議題（1）につきまして、前回の補足もいただきましたので、ご質問やご意見があれば頂戴したいと思います。

どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。

○委員

先ほど、物価上昇 2%加味した場合で料金改定率 16%のシミュレーションを出されましたが、参考でご説明をいただくのであれば、今回の料金改定の流れからいくと 14%程度という話なので、料金改定率 14%のシミュレーションで、物価上昇 2%続くと恐らくこの辺りで収支が合わなくなるだろうという資料にされたほうがよろしいかと思えます。

因みに、料金改定率 14%で物価上昇 2%加味した場合、どのくらいのタイミングで収支

が合わなくなるのかというのは参考に聞きたいです。今は当然資料ないと思いますので、今後資料を公開されたりするのであれば、教えていただきです。

●事務局

分かりました。次回までに準備させていただきます。

◎会長

その他はいかがでしょうか。

そうしましたら、前回の審議会でも説明あったように、①経常収支率、②料金回収率、③企業債残高、④純利益、この4つを目標値として定めて、それぞれが達成できるような料金改定というところで平均改定率14%を導き出してきました。物価上昇分については、見込まずに適宜検証はしていくというご説明もありました。

平均改定率14%が一つの案として、皆様ご理解いただけますでしょうか。

それでは、議題「2.基本料金と従業料金の配分率について」進めてまいります。

事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、資料4ページをお願いします。

2.基本料金と従量料金の配分率について

(1) 基本料金と従量料金の考え方と特性

(ア) 基本料金と従量料金配賦の原則

水道事業に掛かる総費用を「総括原価」と言いますが、使用の目的により「需要家費」「固定費」「変動費」に分解されます。

「需要家費」は、水道メーターの購入や検針など、料金徴収に関する費用で、「水道の使用量とは関係なく、使用者の存在により発生」する費用です。

「固定費」は、施設維持管理費、減価償却費、支払利息など、「水道の使用量とは関係なく、水道使用者の存在により固定的に発生」する費用です。

「変動費」は、塩素を始めとする薬品費、電力費など、「水道の実使用（給水量の増減）に伴い発生」する費用です。

こちらは、総括原価である「需要家費」「固定費」「変動費」を「基本料金」と「従量料金」へ配賦した際の割合を図示したものです。本来は「需要家費」と「固定費」の全てを基本料金（準備料金）に、「変動費」は従量料金（水量料金）に配賦されるべきものです。

水使用量の多い少ないに関わらず、「需要家費」と「固定費」は常に発生することから、基本料金で固定的・安定的に料金を徴収することが望ましいとされるためです。

令和6～15年度の予測では、総括原価の内訳は、需要家費8.0%、固定費75.0%、変動費17.0%となっており、原則の考え方に従えば、給水収益の83.0%を基本料金で賄う必要があることとなります。

(イ) 基本料金と従量料金配賦の現行

現行の料金体系では、固定費の大部分を従量料金に配賦しているため、基本料金配分率

は給水収益の 27.9%となっております。83.0%を基本料金で賄うことは、少量使用者にとっての負担が増大し、生活用水の低廉性確保という料金設定の原則にそぐわないものになってしまうからです。

資料 5 ページをお願いします。

基本料金（準備料金）と従量料金（水量料金）の配分率の設定は、全国の多くの水道事業者が、公益社団法人日本水道協会が発行した「水道料金改定業務の手引き」の手法を用いているため、本企業団においても同様にこの手法を用います。

計算式内の「浄水施設能力」は、中央配水場、師勝配水場、豊山配水場の 3 つの配水場からの最大配水能力を指します。本企業団は、ダウンサイジングも念頭に令和 25 年度を目標に配水場を一つに統合する計画を進めているため、今後浄水施設能力は減少していきます。よって、(ア) 現状の浄水施設能力に基づいた配分率、(イ) 将来の浄水施設能力に基づいた配分率の二通りの配分率を算出し検証します。

(ア) 現状の浄水施設能力に基づいた配分率では、

基本料金は給水収益の 38.6%、従量料金は給水収益の 61.4%となります。

(イ) 将来の浄水施設能力に基づいた配分率では、

基本料金は給水収益の 30.1%、従量料金は給水収益の 69.9%となります。

基本料金の配分率が低くなればなるほど、人口減少等に伴う有収水量減少により収益の悪化が拡大するため、本来であれば固定費は全額基本料金で賄うという原則に従い、基本料金配分率を 83%とすべきものですが、生活用水の低廉性確保の観点から、現行の料金体系同様に軽減措置を選択します。

財政面の強化に関しては (ア) の配分率が優位となりますが、(イ) も現行の配分率を 2.2%上回っており、一定程度経営基盤の強化が図られていること、また、本企業団では今後配水場の統合を行うことから、将来の浄水施設能力を見据えた (イ) を選択し、基本料金 30%、従量料金 70%程度の配分率とするのが適正と考えます。

◎会長

ありがとうございます。

こちらも本日欠席の委員からコメント等いただいていますでしょうか。

●事務局

では、ご報告いたします。

(委員)

基本料金、従量料金と 2 種類あるが、わかりやすく、使った水の分だけ支払うという意味で従量料金のみで運営している団体はありますか。

(事務局)

私の知る限りではありません。

議題 (2) については以上です。

◎会長

ありがとうございます。

それでは、皆様からご質問、コメント等ありましたらお願いします。

○委員

結論から言いますと、選択された配分率 30%、70%が私も今回の選択としては適正かと思えます。

根拠としては、急激な変化はやはり使用者さんのご負担になるので、急激な変化を抑える、それが全く根拠のないものではなく、将来を見据えた施設の整備からそれが適正な数値であるのであれば、今回のタイミングでそこに合わせていくというのは妥当かなと私は思います。

◎会長

ありがとうございます。

その他はいかがでしょうか。

○委員

総括原価の原則による 83%の料金で賄っている自治体はあるのでしょうか。

●事務局

簡易水道とか小さな団体だと、全然違うやり方をしていたりしますので、わかりませんが、私たちのような上水道では 83%の基本料金を取っているということは考えにくいです。断言はできないですが、私は聞いたことがないです。

○委員

簡易水道の場合はあるかもしれないという感じでしょうか。

●事務局

簡易水道の場合は規模が小さい、百人から五千人という規模で、例えば商業施設が全くないとか、そういう場合は基本料金でそのお金を取ることが、もしかしたらあるかもしれませんが、上水道に関してはそういう考えはほとんど聞いたことがありません。

◎会長

他はいかがでしょうか。

では、私から基本料金 30%、70%というのは（イ）将来の浄水能力に基づいて計算されて今回は 30%、70%で出てきましたが、例えば次回改定するときは 5 ページ左上の四角の囲みにある計算式を使っていくという理解でよろしいでしょうか。

30%と 70%がずっと続いていくわけではなくて、今回はその計算式に基づいて計算すると 30%、70%くらいの割合になったという理解でよろしいでしょうか。

●事務局

はい。

◎会長

承知いたしました。他はいかがでしょうか。

それでは議題（2）は以上としまして、議題の「3.新料金の設定について」事務局から

説明をお願いいたします。

●事務局

資料 6 ページをお願いします。

過去に実施した水道料金改定の振返りです。

大口使用者であった名古屋国際空港の常滑沖移転に伴い平成 17 年度の給水量は前年度と比較し 3.1%減少し、給水収益は 4.7%の減収となりました。また、収益的支出に占める割合が 33.7%の受水費（県水購入費）においては、平成 12 年度と 14 年度に二段階に分けて合計 17.8%の値上げが実施されました。それらの影響により財政状況が悪化したため、平成 19 年度に平均改定率 12.99%の値上げを実施しております。

基本料金は、口径 13 ミリ、20 ミリ、25 ミリについて一律 100 円の値下げ、口径 30 ミリ以上については下記表に示す値上げ改定を行いました。

従量料金については、全ての水量区分において 10 円又は 20 円の値上げ改定を行っております。

口径 13～25 ミリ基本料金を 100 円値下げした背景は、従量料金値上げに伴う小口使用者の負担増を一定程度抑制する為のものでした。

平成 19 年度の改定以降は、消費税率改定時を除き、現在に至るまで 17 年間料金改定は実施しておりません。

資料 7 ページをお願いします。

現行の水量区分別使用水量の内訳です。

1 か月あたりの全使用水量の中で、11～20 m³、21～30 m³の水を使用する割合が特に高く、全体の 53.6%を占めております。これはあくまでも目安に過ぎませんが、13 ミリ 20 ミリ共に、使用水量 10 m³は 1 人使用、20 m³は 2～3 人使用、30 m³は 4～5 人使用程度とされておりしております。

また、151 m³以上の水を使用する割合も高く、全体の 13.6%を占めております。この水量区分では、比較的大きなメーター口径が使用されており、商業施設や工場など一般家庭以外での使用が主となっております。

こちらは現行の基本料金と従量料金の内訳です。

基本料金は、給水収益全体の 27.9%を占めております。その内訳としては、メーター口径 13 ミリと 20 ミリの割合が特に高く、両口径を合わせると基本料金全体の 86.1%を占めており、給水収益に欠かせない財源となっております。

従量料金は、給水収益全体の 72.1%を占めており、中でも 1 か月の使用水量 11～20 m³、21～30 m³の水量区分での収入が多く、従量料金全体の 42.7%（給水収益全体では 30.8%）を占めております。メーター口径については大半が 13 ミリと 20 ミリで占められており、一般家庭での使用が主となっております。

次に多いのは 151 m³以上の水量区分で、従量料金全体の 26.6%（給水収益全体では 19.2%）を占めております。現行の水量区分別使用水量の内訳で示した率 13.6%と比較し

およそ 2 倍となっていますが、これは使用水量の増加と共に 1 m³当たりの単価が段階的に高くなる逓増型料金体系を採用しているためです。

資料 8 ページをお願いします。

水道料金は公正妥当なものでなければならないという観点から、負担の公平性について検証を行う必要があります。ここでは現行の基本料金と従量料金を同率で 14%改定したケースを（案 1）、同額で 14%改定したケースを（案 2）としてシミュレートし、問題点を洗い出します。

始めに（案 1）です。令和 5 年度の給水収益に 1.14 をかけて 14%の値上げをします。改定後の給水収益のうち 30%を基本料金へ配分し、70%を従量料金に配分します。基本料金は、改定後の基本料金から現行の基本料金を差し引いた 111,479,429 円が、基本料金のみで値上げすべき金額となり、これを現行の基本料金で割り、同率改定する場合に必要な 22.4%を導き出します。

一方、従量料金は改定後の従量料金から現行の従量料金を差し引いた 137,578,781 円が、従量料金のみで値上げすべき金額となり、これを現行の従量料金で割り、同率改定 10%台を導き出します。

続いて（案 2）です。基本料金で値上げすべき金額、111,479,429 円を契約件数の 42,630 件で割った後、12 か月で割り、同額改定する場合に必要な 217 円を導き出します。

一方、従量料金は値上げすべき金額 137,578,781 円を年間給水量で割り、同額改定 13 円を導き出します。

資料 9 ページをお願いします。

（案 1）同率改定料金表です。

基本料金は、上昇率ほぼ 22.4%と同率で改定しております。

従量料金は、10.0%から 10.9%の範囲で、ほぼ同率で改定しております。

（案 2）同額改定料金表です。

基本料金は、全て同額の 217 円で改定しております。

従量料金は、全て同額の 13 円で改定しております。

資料 10 ページをお願いします。

案 1、案 2 シミュレート結果の検証です。

始めに検証 1 です。

案 1、案 2 の改定が、一般家庭の大半で使用されるメーター口径 13 ミリと 20 ミリ使用者の公平性に対してどのような影響を及ぼすのか以下に検証します。

こちらの表は各使用水量別の 1 か月当たり現行料金と改定後料金の比較表です。

（案 2）では 13 ミリと 20 ミリの値上げ額が同額で、負担差は生じておりませんが、（案 1）では同じ使用量で比較し 295 円の差が発生し、負担差が更に拡大しております。

（案 1）の結果については公平性に疑義が生じるものとなるため、13 ミリと 20 ミリの基本料金については（案 2）同額改定で設定することが適切であると考えます。

前ページの表をグラフに表したものです。

現行 13 ミリの基本料金が 1 か月税込 660 円であるのに対し 20 ミリが 1,980 円であるため、現行料金において 13 ミリと 20 ミリの料金差はグラフの青色部分に示す金額 1,320 円となります。値上げ金額はオレンジ色で示されており、(案 1) での負担差の拡大が確認できます。

また、13 ミリと 20 ミリの基本料金の対比率については、日本水道協会発行の「水道料金改定業務の手引き」内で参考値として示されている 1:2.51 に近い値とするのが適切であると考えます。

資料 11 ページをお願いします。

続きまして検証 2 です。

7 ページの「(2) 現在の使用傾向と現行料金体系の特徴」が示すように、151 m³以上の水量区分の使用割合が比較的高く、また、使用水量の割合に対し従量料金の割合が 2 倍近くに上昇していることから、それらについて検証します。

比較検討対象は、①理美容店 A (口径 30 ミリ使用水量 184 m³)、②工場 B (口径 75 ミリ使用水量 8,121 m³)、③一般家庭 (口径 13 ミリ使用水量 25 m³) とします。

(案 1) 同率改定の場合、使用水量の多い①と②は、使用水量の少ない③と比較し、従量料金の負担割合が増えており、値上げの規模が大きくなっています。

その理由は 7 ページでも触れましたが、従量料金に逡増型を採用しているためです。

従量料金の逡増制は、過去に需要が右肩上がり増加していた時代に、大規模な投資により整備した水道設備の施設能力を超える水需要が発生しないよう、水の使用を一定程度抑制するために行われた方策です。しかし近年は、人口減少や節水型器具の普及により水需要は減少傾向にあり、大口使用者の負担が大きい逡増制の考え方は時代に合わなくなってきたおり、現在は緩やかな見直しが求められています。

それらの理由から、大口使用者の負担を一定程度抑制するためには (案 1) 同率改定は適さないと判断します。

資料 12 ページをお願いします。

続きまして検証 2-2 です。

給水原価と供給単価からの検証をします。

給水原価とは、水道水を 1 m³作るのに必要とする経費を言います。

供給単価とは、使用者の皆様からいただいた 1 m³あたりの単価を言います。

グラフは現行料金でのメーター口径 13 ミリの各使用水量における給水原価と供給単価、及び平均供給単価を示しております。令和 5 年度決算での給水原価は税抜 140.1 円、平均供給単価は税抜 169.05 円です。

供給単価が給水原価を下回る使用水量については原価割れが発生していることを示しており、10~37 m³の使用水量で原価割れの状況です。

水道事業の経営は、平均供給単価から給水原価を差し引いた金額に有収水量を乗じた

資金により健全な経営を維持しております。有収水量の約 8 割を占める生活用水量の多くで給水原価を下回る中、大口使用者を始めとする、給水原価を超える水量をご使用のお客様の負担により経営が成り立っているのが実情です。

因みに、先ほど比較検討した①理美容店 A の供給単価は 240.7 円、②工場 B の供給単価 253.7 円となっており、給水原価 140.1 円を 100 円以上上回っている状況です。

逓増度指数の検証をします。

逓増度指数とは、従量料金の最高単価と最低単価の割合を言います。

現行の料金体系は最高単価 250 円 (101 m³以上)、最低単価 70 円 (1~10 m³) で、逓増度指数は $250 \div 70 = 3.57$ となっております。

(会議室前方スクリーンに参考資料を映す)

こちらは今年度日本水道協会が実施したアンケート結果です。回答率は 69% となっております。私たちのような末端給水事業者では、現在 68.8% が逓増制を導入しております。

全国の事業体においては、逓増度指数が 1~2 の範囲の割合が 50.2% と最も多くなっております。今後は全国的に逓増度が緩和される方向に進むと見込まれており、本企業団においても、大口使用者の過度な負担を緩和するため、逓増度を下げることが必要であると考えます。

資料 13 ページをお願いします。

案 1、案 2 シミュレート結果の検証に基づき作成した新料金表 (案) です。

検証 1 の結果から、13 ミリと 20 ミリの公平性を保つため基本料金の値上げ額を同額の 200 円とし、他の口径についても同様に 200 円の値上げとしております。

検証 2、検証 2-2 使用水量が多い使用者への負担が過度にならないよう、値上げ額を同額の 15 円としております。

また、大口使用者の負担が過度にならないよう、101 m³以上の単価を 250 円に据え置いております。これにより逓増度指数は 3.57 から 2.94 に減少します。

この改定による平均改定率は 14.2%、給水収益における配分率は、基本料金が 30.2%、従量料金が 69.8% となりました。

資料 14 ページをお願いします。

こちらは一般家庭で使用されるメーター口径 13 ミリと 20 ミリについて、1 か月の水道料金を使用水量別に示した表です。

基本料金を一律税抜 200 円の値上げとしたことで、13 ミリと 20 ミリの値上額は、各使用水量で同額となっております。

こちらは、前ページの表をグラフにしたものです。

値上額については、使用水量が多いほど高くなっております。

上昇率については、使用水量が少ないほど高くなっておりますが、これは値上げ額が定額であるのに対し、現行料金が安価であることが理由です。

資料 15 ページをお願いします。

こちらは参考としてお示しします。

平均改定率 14.2%の値上げをした場合の県内同規模事業体 12 団体（給水人口 50,000～100,000 人、県水受水率 50%以上の事業体）との料金比較です。

メーター口径 13 ミリ 1 か月での比較は、10 m³使用時は上から 5 番目から 3 番目へ、20 m³使用時は上から 2 番目と変わらず、30 m³使用時は上から 7 番目から 2 番目となっております。

メーター口径 20 ミリ 1 か月での比較は、10 m³使用時は上から 4 番目から 3 番目へ、20 m³使用時は上から 3 番目から 2 番目へ、30 m³使用時は上から 4 番目から 2 番目となっております。

最後に、繰り返しになりますが、料金改定の意義についてお話しします。

企業団発足直後に建設された配水場や、配水場に隣接する口径の大きな重要管路が既に 50 年を経過しました。これら基幹となる施設は、災害を始めとする有事の際に、断水の長期化など、市民町民の生活に最も大きな影響を受けるものであり、速やかな更新が求められます。基幹施設の更新には 20 年近くという大変長い時間がかかるため、直ちに着手する必要があります。既に本企業団では、新配水場建設に必要な土地を購入し、今年度は造成工事に着手しております。

また、基幹施設だけでなく、能登半島地震でもクローズアップされましたが、災害時に避難所に設定されている施設、基幹となる病院、特別養護老人ホーム等への管路耐震化も遅延なく進めていく必要があります。建設費は今後更に増えていきます。

その他には、愛知県営水道の水道料金が約 10%の値上げ、物価の上昇等々、支出は今後更に増えていくと推測します。

一方、収入に関しては人口減少や節水器具の普及により有収水量が減少し、収入減は避けられない状況となっております。

本企業団としましては、老朽化した施設の更新を遅延なく確実に進め、且つ、次世代に負の財産を残すことのない健全経営を持続するためには、料金改定が必須であるとの結論に至り、本改定（案）を提案させていただいた次第です。

以上、宜しくご審議ください。

◎会長

ありがとうございます。

新料金の改定、料金表をご提示いただきました。

本日欠席の委員からコメントをいただいていますでしょうか。

●事務局

（委員）

9 ページ、案 2 同額改定料金表の上昇率では、一般家庭が多く使用する 1～10 m³、11～30 m³の上昇率が高く、使用量が多い区分の上昇率が低くなっている。

一方、案1同率改定料金表では、全ての区分が10%台となっており、公平性を感じる。もし案2を採用するにしても、大口使用者の単価を上げるなどして公平性を保ってほしい。

(事務局)

使用水量が少ないお客様ほど、現在お支払いいただいている料金が少ないため、同額の値上げとした際に上昇率だけを見ると高くなっています。

公平性を考えると、本来はどの水量区分においても、1 m³あたりの単価を同額とするのがあるべき姿ですが、一般家庭をはじめとする生活用水の低廉性を維持するために、使用量が増えるほど負担が増す、逡増性を本企業団では採用しておりまして、今後もそれを維持していきます。

資料12ページをお願いします。

では、返答を続けます。

口径13ミリでは、現在1か月の使用水量37 m³以下のお客様からいただく料金は、給水原価を下回っており、経営的には赤字となっております。大口使用者をはじめとする使用量の多い方の存在により、経営が成り立っているのが現状ですので、それらの方々に対しての過度な負担は、抑制する必要があります。

(委員)

商売や工場を営んでいる方は、お客さんが増える、受注が増えることで水の使用量が増える、その分収益が上がるということになるので、応分の負担をお願いする方向で考えてもらいたい。

(事務局)

第3回審議会で、〇〇委員のお言葉をお伝えした上で、皆様にご審議いただきます。

(委員)

13ページ、基本料金が一律200円の値上げ、重量料金は水量区分100 m³まで一律15円の値上げであるなら、101 m³以上も同額で値上げするのが公平ではないか。一般家庭の負担を考えると、使用量の多い使用者の負担を増やし、平順化に努めるべきではないか。

(事務局)

第3回審議会で、〇〇委員のお言葉をお伝えした上で、皆様にご審議いただきます。

(委員)

15ページ、改定後の料金が、同規模事業体との比較において上位になっており、使用者に対して十分な説明が必要と思うが、第3回の資料は、老朽化が進む施設の更新と設備投資も含めたものになっているか。

(事務局)

第3回の資料は、純利益2億円についての説明ですので、収益的収支のみとしております。設備投資に関する資本的収支は、第2回資料で提示させていただいております。

(委員)

各改定率別で、設備投資の状況がわかる資料を提示してもらいたい。

最低 14%と 16%の 2 種類くらいはお願いしたい。それをすることで、使用者が料金改定の是非を判断できるものとする。

(事務局)

時間の関係上、第 3 回審議会には間に合いませんが、第 4 回に向けて準備をさせていただきます。

議題 (3) については以上です。

◎会長

ありがとうございます。

新しい料金につきまして、案 1 案 2 ということで、同率で改定をする、同額で改定をする場合はどうなるのかを示していただきました。

平均改定率 14%で収入を増加させる、その時に経営の安定化をどう図っていくか、料金の公平性をどこで見ていくかについてご説明していただきました。

経営の安定化については、基本料金の割合を高めることで寄与するだろうというところ、料金の公平性については、今回は従量料金の逡増度を緩めていくというところが、今の社会情勢に合う形で修正が必要だということだったかと思います。

その上で、同率での改定、同額での改定、案 1 案 2 というシミュレーションをしていただき、それぞれ問題点等も発生する中で、13 ページに問題点等を改善するような形で、案 2 の同額での改定を少し変化させたパターンというところを、新料金としてご提示いただきました。

基本料金の配分率が 30.2%ということで、現状 27.9%ですので、経営の安定化に寄与するというところと、従量料金の逡増度が現行の 3.57 から 2.94 に下がっていくというところで、最終的にこういった案がどうかというところでございました。

皆様からこの案についてご質問、コメント等いただければと思います。

○委員

〇〇委員のコメントにもあったように、101 m³以上の値上げ額が 0 というのが、ちょっと一般家庭からご理解いただけるのかなと思います。多少でもあったほうがいいのかと思いますが、概ね私はこの料金体系に理解を示します。

あとは、〇〇委員のコメントがあったように、第 1 回、第 2 回、そして今日第 3 回の審議会を進めてくる中で、なぜ料金を上げなくちゃいけないかというところで、一番大事なのは、やはり水道事業は安定して継続させることがすごく重要なので、新料金でやっていかなくはいけないというのは使用者の方に理解していただきたい。

最後の資料で、同規模団体の中でも 2 番目に高くなってしまっている、この料金を見せると、高くなってやはり使用者さんがイメージしてしまうので、そこら辺のなぜというところを、使用者の皆さんにもわかるようにこれからも説明して行ってほしいなと思います。

まだ値上げをしていない他団体さんがいる中で、企業団が今の段階で上げた 2 番目ということだとしたら、今後は下がってきたりはするのでしょうか。

●事務局

前回くらいに、県内の団体さんですでに値上げしたところ、審議会を開いて答申をもらっていたところの名前をいくつか紹介させていただいたのですが、今回の能登半島地震もありましたし、繰り返しになりますが、2000 年頃には全国で更新率が大体 1.5%くらいあったのが、今では全国で 0.6%まで下がってしまっている。水道料金を上げることが非常に難しいために、どこを削るかといったら、工事費を削るしかなかったというのが、これまでの日本の水道事業体だと思っています。

愛知県内で言いますと、同規模事業体では、今現在大体 0.8%で 1%も切っている状態ですので、頑張っているというよりも、値上げができないから工事を減らすというのが、今の県内のスタンスになってしまっています。

今、国からも特に能登半島地震以降、国交省が私たちに水道事業体に対し、基幹施設、特に大きな施設の更新を前倒してでも進めるよう、それをやるために必要であれば、料金値上げしてでも進めるよう指導が増えてきています。それが使用者の方に対して、最終的にはプラスになってくるということ、言われています。

国に言われたからと言ってやるわけではなくて、私たちは普通の市町と違って、企業団に入ったら水道事業のみに従事します。腰を据えて水道事業に携わる職員が多いため、施設の更新に対しては積極的になります。

企業団の現状で言うと、50 年以上前に大きな施設、配水場を建設しましたが、どんどん老朽化しています。これはどうしようもないことです。でも、このまま放っておいたら、いずれどうなるのか私たちは分かっているのです。何としても更新を進めていかないといけない。

それプラス、県水の値上げ、物価の高騰、いろいろございまして、値上げ改定が必要であるとシミュレートした結果、14%程度になりました。本来、物価上昇を見込みもって改定率を上げたいところですが、急激な上昇というのはやはり避けたいと私も思っておりますので、抑えて 14%。それでも同規模の団体と比べると、高止まりはしてしまいますが、他事業体の水道料金が適正かどうかは私には判断できませんが、本企业団に関して言うと、水道事業を進めていく中で安定した経営をしていくためには、14%程度を何とか改定させていただいて、事業運営を行っていきたいという思いでございます。

◎会長

その他はいかがでしょうか

○委員

11 ページの検証の対象①、②、③があって、例えば①の供給単価が 240.7 円のところで、今の供給単価と、③の改定後の供給単価がいくらになるか知りたいです。

●事務局

現在の供給単価、①理美容店 A が 240.7 円、②工場 B が 253.7 円、③一般家庭が 130 円になります。

改定後の③一般家庭 25 m³使用で、税抜 3,825 円になります。これを 25 で割って 153 円になります。

新しい料金案の場合、全ての方が給水原価 141 円をクリアしていることになりました。現行料金ですと、原価割れの方もいらっしゃいますが、そういう方がいなくなるということです。

◎会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

13 ページの表は非常にわかりやすく、何となくイメージができます。

先ほど○○委員が言ったように料金の値上げとしては妥当なのかなと、私は思いました。大口使用者さんとの公平性については、よくわからないですが、同じようにすればいいのかなと思います。

●事務局

やはりどうしても一般家庭の料金を安くするという話になってしまいますが、商売やられている方々はどうなのかと。

現在、例えば理美容店 A や工場 B は一般家庭よりも単価的に平均しますと 100 円以上、高いお金を支払いいただいています。

どこにご負担していただくというのが、今回一番難航するのかなと思っております。
(会議室前方スクリーンに参考資料を映す)

参考資料としてお見せしますが、左側が事務局の案になります。

基本料金なしで、従業料金だけ切り取っております。

上から 1~10 m³、11~30 m³、31~50 m³、51~100 m³がそれぞれ 15 円の値上げ、101 m³以上は 0 円というのが先ほどご説明したものです。

それに対して右側、101 m³以上の方にも負担していただけたらということで、参考として準備させていただきました。101 m³以上の方々にも同率、同額をご負担いただく場合、一律 13 円の値上げになります。

例えば理美容店 A の場合、184 m³使っていますので 100 m³を超える数字が 84 ですので、84 m³×13 円ということで、1 か月で税抜 1,092 円の負担が増えます。

工場 B の場合、8,121 m³使っていますので、8,021 m³×13 円ということで、1 か月で税抜 104,273 円の負担が増えてまいります。

気を付けていただきたいのは、理美容店 A も工場 B も決して値上げしないわけではなくて、0 m³からスタートしますので、1~100 m³を経由して 101 m³以上ご使用されますので、1~100 m³の負担は増えているというのは、少し確認させていただきます。

○委員

口径 13 ミリ 20 ミリの方が多いと思いますが、少量使用者で生活が苦しい方々にとっては、値上がりが大変厳しく、辛いと思いますので、13 円の値上がりのほうがいいのかと思います。高齢者とか一人家庭というのは、そんなに使われないと思いますので。

●事務局

私たちはどうしても公平性というのをすごく重視します。

逓増度指数にも現れていますが、結構大口の方にご負担いただいているというところで、その公平性を私は考えました。

一方、現状がスタンダードということであれば、一律のほうがいいのではないかというのも、それは公平性の担保に繋がるのかもしれませんが。

ここが一番難しいところかなと思いますが、皆さんのご意見をお聞きしながら、何とか方向性を決めていきたいと思っております。

○委員

大口というのは何 m^3 以上ですか。

●事務局

特に決めはないです。先ほどご紹介させていただいた工場 B は間違いなく大口です。1 か月で 8,000 m^3 以上使いますので。では、理美容店 A の 180 m^3 は大口かと言われると、大口かどうかはわかりません。ただ、100 m^3 を超えるような、特にご商売されている方も相当数いらっしゃると思いますので。そういった意味もありまして、今回商工会の方々にも、審議会に入って頂いております。

○委員

100 m^3 以上の割合はどれくらいですか。

●事務局

本日の資料 7 ページになります。151 m^3 以上で全体の 13.6%になります。

○委員

公平性というのは難しいですね。要は水道施設を維持するために、値上げしなくちゃいけないというのはわかっていますが、どう配分するかというのが一番難しいですね。

●事務局

一律 13 円なのか、それとも 15 円と 0 円なのか。

○委員

13 ページの水量区分について、1~10 m^3 、11~30 m^3 とあって、最後 101 m^3 以上とありますが、101~150 m^3 で区切ることはできないですか。

●事務局

今のところ、水量区分を変更する予定はございません。

○委員

他の自治体もこの水量区分ですか。

●事務局

自治体によって違います。

○委員

7 ページの 151 m³以上で全体の 13.6%になっていますので、もし 101~150 m³で区切って枠を一つ増やすことができれば、例えば値上げが一律 10 円とかにできるのではないかなと思ったので。

あとは、以前に先生方からあまり他自治体のことは加味せずに、企業団のことを考えたほうが良いと言われましたが、改定した自治体の傾向としてはどういったやり方が多かったのか、というのが少し気になります。

●事務局

まず、水量区分について、101~150 m³でもう一つ枠を作って、値上げするという話ですが、先ほどの 7 ページのグラフを見ていただきますとわかりますが、101~150 m³までの間には件数が少なく、151 m³以上になるとグラフが急に飛び出ていると思います。ですので、101~150 m³の枠を増やしても、それほど影響はないと考えています。

あとは、水量区分を増やすことがあまり良くないという流れにもなっておりまして、私たちも最初は 1~10 m³、11~20 m³、21~30 m³ともっと水量区分を細かくしていこうと思っていました。

しかし、適正料金算定の取組みを進める中で、水量区分を増やすことがあまり良くないということがわかりましたので。

○委員

因みに良くない理由というのは。

◎会長

一つは、給水人口が少ない自治体はあまりにも増やしすぎてしまうと、ある程度特定されてしまうというところがあります。企業さんそんなに多いわけではないので、増やしてしまうと、これ以上使うところは、1 社、2 社しかない、特定されてしまうことがあります。そうなるとう公平性という議論が複雑になっていかざるを得ません。

もう一つは、なぜ逡増性を緩めていくのかということところです。いただいた資料の中に逡増料金を導入した理由として、増加する水需要を抑制するためと書いてあります。

これは今の時代ではなくて、高度経済成長期の時代に導入された自治体の理由が多いかと思います。企業団さんもですが、昔は大口使用者の水需要を抑えていくという目的がありまして、そこに高い単価を設定していました。たくさん水を使っていくと、施設更新にもたくさん投資をしていかないといけないという理由から、逡増度をつけた時代がありまして、それを今まで引き継いでいるということなんです。

では、なぜ今度は逡増度を緩和しなければいけないかというと、今の時代は水を使ってくださいという時代に入っているからです。企業団さんほうまくダウンサイジングができる計画を立てていますが、浄水場とか建設した時期によっては、これから何十年も使わないといけないという時に大口使用者に対して高額な価格を設定してしまうと、例えば

水が高いから自分で地下掘るとか、水を使っただけでなくなり、ますます水需要が減少していきます。

今は段階的に逓増度を緩和していきながら、今後の状況を見つつ、料金体系を世の中の流れにあったような形でどう改定していくのかというのが、今のトレンドというか考え方の一つになっています。

企業団さんの場合、小口使用者の方に今まではきちっと負担を求めていなかったところを少しでも改善していこう、大口使用者には逓増度を下げていこうという中で、次のステップに入る、ちょうど真ん中の感じなのかなと思います。

○委員

今、会長さんのご説明で逓増度の考え方、方向性も理解しました。

そういった中で、12ページの全国の事業体で逓増度指数が1~2の範囲の割合が50.2%と記載がありますが、同規模事業体ではどれくらいの割合になるのかわかれば、教えていただきたいです。

その事業体が抱えるエリアが山間地域なのか、都市部なのかによってやはり全然状況が違うと思いますので、比較するのは全国の事業体よりも同規模事業体と比較したほうがいいのではないかと思います。逓増度を減らしていく方向には間違いはないですが、目指すべき大体の目標がわかればいいと思います。

●事務局

愛知県内の同規模団体で調べればよかったです、そこまで確認できていないので、次回までに準備させていただきます。

先ほどの○○委員の質問にお答えできていませんので、他の自治体がどのような水道料金の値上げの方法を取っているかということで、例えば一宮市さんですと基本料金は一律パーセンテージでやっています。従量料金も一番高いところを据え置きとせずに、一律同額改定でやっています。

事業体ごとで審議されるメンバーの方も皆さん違いますので、料金の改定方法はそれぞれ違っていると思います。こうでなければならぬというものではないです。

事務局が提案させてもらった、一番高い単価を据え置きとした場合、逓増度指数が3.57から2.94まで軽減できます。13円一律で値上げした場合は3.57から3.16に軽減されます。

一宮市さんの場合は一律同額でやっています、逓増度指数を下げることもできたという表現はされています。率でやらない限りは下がりますので。

◎会長

一宮市さんは元々安価でしたね。

今後、物価上昇を考えていくとやはり定期的に料金改定は必要だということは各事業体さん認識としてはお持ちで、その中で今何が優先順位として高いのか、優先順位をどのようにつけて料金体系を考えていくのか。そこが重要なのかと思っています。

◎副会長

今いろいろ議論されている中で、まず一つはしっかりと住民の方に伝えないといけないのは、使用者負担原則の考え方だと思います。やはり水も限られた資源ですので、この地域の水資源をどうやって維持管理していくのか。その中で使った分に関しては応分に負担していこうという考え方だと思います。

先ほど会長さんが地下水と言われましたけど、地下水を使っている人は地下水保全のお金を払っているかという払っていないので、基本的には使用者負担原則の方向にこれからはいかないといけないと思います。

その考え方でいくと、例えば7ページにある使用水量が少ないところは全体の53.6%使っていて、使用水量が多いところは全体の13.6%使っています。ということは、料金も11~30 m³の人は料金も本当は53.6%払わないといけないところが、今は30.8%払っていて、151 m³以上の人は19.2%払っています。水量だけだと、42.7%と26.6%になっていますが、まずは、そういう現状を理解する必要があると思います。

そういう現状の中、同率・同額という案がって、基本的に同額というのは大口使用者に配慮しているということになるので、今回は大口使用者に配慮します、住民全員で負担をしていきましょう、というメッセージをまずしっかり出さないといけないと思います。

これまでは、逡増制の歴史も含めて大口使用者に支えていただいたのですが、これからは少ない量、住民全員で支えていかないといけない時代です。料金体系も時代に合ったものに変えていきます、というわかりやすいメッセージを是非出していきたいと思います。

そういう意味からすると、やはり大口使用者の0が私も少し気になります。同額ということで大口使用者に配慮しているということはメッセージとしては出るはずなので。これからは皆で支えましょうと言っている中で101 m³以上が0です、というのがメッセージとして本当に伝わるのかというのは考えていただきたいと思います。

資料の工場Bに照らし合わせると、現行だと約203万円払っていて、値上げ額それぞれ15円だとすると、約215万円になります。負担増としては、税抜き約12万円になります。例えば値上げ額5円だとすると、約207万になるので、負担増は税抜き4万円になりますとか、もう少し議論していただいたほうが、0よりはいいのではないかと思いますので、検討していただきたいと思います。

あとは14ページ、今日は委員会ですのでいいですが、供給者側の資料になっています。例えば1人世帯10 m³使用した場合、現行何円から新しい料金体系になると、何円上がりますとか、4人家族で25 m³使用した場合とか、住民側の資料の作り方をしていただきたいと思います。

私からコメントとして一つ、やはりワンコインというところだと思います。ひと月にワンコインだけ負担をお願いします。500円が一つ判断するにあたってポイントになるのではないかなという気はします。何となくですが、ワンコインだけと言ったら、頑張っ

担するかって気になりませんか。例えば 500 円未満の負担で済むのかどうか、わかるような資料にしていったほうがいいと思います。今の 13 ミリ 20 ミリを並べているのは、まだ供給者側の資料なので、是非住民側の資料としてこれから検討していただければと思います。

◎会長

事務局からありますでしょうか。

●事務局

ご提案ありがとうございます。

そのような形で資料を作って、次回審議会で提示したいと思います。

◎会長

私からも一つ、13 ページの漏水費・特別栓というのは臨時用という意味ですか。

●事務局

はい。臨時用水栓です。

◎会長

臨時用が 0 はやめたほうがいいとっていて、臨時用はあまり口径に関係するところではないですし、値上げをするなら、同額上げるべきだと思います。説明もしやすいと思いますので。

あとは、皆さんとは少し違う意見ですが、逡増度を下げるという意味では、1~10 m³をもう少し上げるという方法もあります。現行は 1~10 m³が 70 円、11~30 m³が 130 円なので、約 1.8 倍あります。このベースがどうなのかとっていて、例えば 1~10 m³は 15 円にして、31~50 m³を 14、13 円にすることも案としては考えられるかなと思いました。ただ、説明としては同額のほうが説明しやすいというのがあります。15、14、13 と下げていく場合、説明が複雑になるのはわかりますが、逡増度緩和というところでは一つこの方法もあると思います。

昨今物価が上がっている中で、給料はなかなか上がらないとよく言われますが、水道では誰がどれくらいの経済力を持っているかというのはわかりません。水道を使う人が使うだけ経済力を持っているというわけではないですし、今の経済状況を考えると、急激な上昇は避けたほうがいいとっていますので、私は事務局が挙げた案に納得はしています。物価上昇が今後どうなっていくとかデータがなくて考えられないことよりも、企業団の経営に対してどうなのかということを考えてほうがいいとっています。

値上げの理由を説明する時に、今回挙げた案がどういった理由なのかを考えていただけたらと思います。皆さんからいただいた意見も含めてご検討いただければと思います。

その他皆様から何かお伝えしたいことありますでしょうか。

◎副会長

13 ページの表ですが、各区分の上昇率はなくてもいいのではないかという気はします。上昇率は住民の立場でどれだけ上がるのかというところで、企業経営からして今回は

14%以上を確保しないとイケない、それは全体としての数字であって、この表の中に上昇率がどうなのかというところは必要ないかなと思います。

例えば最終的にモデルケースではないですが、一人世帯だと何%、4人家族だと何%上がります、それもパーセンテージを出すかどうかは議論の余地があると思いますが、この表の中で各区分の上昇率はなくてもいいのではないかなと思います。上昇率があることで混乱することもあると思うので、検討いただければと思います。

◎会長

他はありますでしょうか。

●事務局

私からいいですか。

どれだけ値上げを実施するかというのは正解がないです。平均改定率何%というのはシミュレーションをかければ決められますが、どこにどれだけ応分の負担をしていたかというのは今回の審議会資料を作成する中で一番私が悩んだところです。

皆さんそれぞれ立場が違います。商売をやられている方もいれば、普通に生活用水を使われている方もいます。それぞれの方に対して説明しないとイケない中で、一番ご理解いただけるのではないかというのが同額ということになりました。事務局として言葉は悪いですが、一番説明がしやすいです。どこかを大幅に増やして、どこかを大幅に減らすというのは、やはりそれでいいのかという話になってきますので。その中で、101 m³以上は0にさせていただきましたが、そこは同額13円一律でも構わないです。使用者の皆さんに対して説明する上では同額が一番ご理解いただけるのかなと思いました。

◎会長

今回101 m³以上はもう少し上げたほうがいいのではないかという意見が出ましたが、基本的には基本料金・従量料金ともに同額で上げていくことに関してはご理解いただけるということで、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

この新料金体系案をまたご検討いただくということで、本日の議事内容については以上とさせていただきます。それでは進行を事務局にお返しさせていただきます。

●事務局

お願いがありますが、101 m³以上どうするか、もし皆さんの心の中で選択が定まっているのであればお聞かせください。もう少し時間が必要というのであれば、次回の検討事項でいいですが、その辺りお聞かせください。

◎会長

承知しました。

101 m³以上について、負担を求める形が望ましい、13円以上にするのが望ましいと思われるかどうか、いかがでしょうか。順にお伺いします。

◎副会長

私は先ほどコメントした通り、同額にすることがそもそも 101 m³以上に配慮しているということなので、説明のしやすさ、伝わりやすさを考えると、一律 13 円がいいです。ただ、13 という数字がわかりづらいとか、計算しづらいので、どうするかは検討いただければと思います。

◎会長

例えば一律 15 円にすると、平均改定率はどれくらいになりますか。

●事務局

一律 13 円で値上げした場合は、14.1%、一律 14 円が 14.6%、一律 15 円で 15.1%になります。0.5%ずつ上がります。

◎会長

ありがとうございます。

それでは〇〇委員お願いします。

○委員

私は平均改定率 14%ということで話が進んできていますので、平均改定率は 15%には乗らないほうがいいと思います。そういう意味では経営を考えると 14 円値上げの 14.6%に留めておくのほうがいいかと思います。

◎会長

〇〇委員お伺いします。

○委員

私は一律ではなくてもいいのかなと思います。

例えば 101 m³以上は 3 円値上げしますとか、負担が 0 ではなくて、通増度も変えていなくてはいけないということも含めて。正直、今ここでは決めかねます。

◎会長

〇〇委員お願いします。

○委員

私は 13 円の値上げがいいです。

特に生活の苦しい人たちのことを思うと、生活していく上では水は必要になりますので、低廉性を確保していただけたらと思います。

◎会長

〇〇委員お願いします。

○委員

1~100 m³のところを値上げを経由していますので、私は一律ではなくてもいいのかなと思います。

◎会長

〇〇委員お願いします。

○委員

今回は一律でいいと思います。14円で改定率14.6%。妥当かなと思います。

◎会長

○○委員お願いします。

○委員

前提の話ですが、給水量はもっと下がると思いますが、そこは見込まなくていいですか。

●事務局

見込んでいます。給水量が減少していくことは加味しています。

○委員

一律13円でも15円でも改定後料金に大きな差がないので、特にどちらが良いということもありません。

◎会長

ありがとうございます。

一律の意見のほうが多かったと思います。

そこで、一律13円、14円と意見が割れてしまいましたが、いかがですか。

◎副会長

私はどちらでもいいです。

経営を考えると、できるだけ14円にしたほうがいいとは思いますが。

◎会長

14円とはっきりとした答えの委員が2名、プラス副会長も含めると、今回は一律14円を委員会の意見として上げさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

一律13円でも改定率14%を超えているわけですが、なぜ一律14円にしたのか、私はすごく気になってしまいます。

◎会長

経営の安定化という一言かと思います。

●事務局

審議会の答申がありますので、14%程度の改定は確保ということで、物価上昇を見込まずに14%ですので、少しでも経営を安定化させるために審議会において13円ではなく14円にして将来に備えましたという答えになってくるかと思っています。

◎副会長

最初に○○委員から指摘があった改定率14%の場合、もし物価上昇を加味したらいつ赤字になるのか、というデータは必要だと思います。

物価上昇を加味すると、18%まで上げたほうがいいけど、という説明から入って行って最終的にいろいろ検討した結果一律14円で14.6%になっている説明の仕方になると思いますので、最初の○○委員のご指摘の資料は絶対に必要な気がします。

◎会長

腑に落ちないところがございますか。

○委員

○○委員が言われるところもすごくわかりますが、私はどうしても物価上昇が気になります。料金改定の回転サイクルを少しでも伸ばせるなら、伸ばしたいと思ひまして、個人的には14円かなと思ひます。

◎副会長

中長期の経営計画があつて、次の5年先、令和13年に改定の検討をするとなつた時には令和13年まで改定率14.1%で物価上昇2%した場合、そこまで持つのかというところ今のシミュレーションだと微妙な気がしますので、先ほどの○○委員のご指摘の資料はとても重要なポイントだと思ひます。

もし本当に物価上昇が2%さらに2%超えてくる場合にはすぐ料金改定のリスクが出てきます。恐らく13円だとリスクが大きくなるような気がします。

○委員

14%という話で進んできているので、説明が難しいなと思ひだけで、それに反対しているわけではないです。13円でも14%は超えるので違和感があります。

◎会長

必ずしもシミュレーションのような動きをしてくれるかはわからないので、14.1%というギリギリはもしかするとすごく危ないです。14.1%は14%を超えない可能性が高いのではないかというリスクの話になります。

意見が割れているところではありますけれども、いかがいたしましょうか。

◎副会長

先ほど、101㎡以上はゼロではなくて、同額になつたので、13円なのか、14円なのかという議論はもう一度資料を提示していただいて、次回決めるというのはスケジュール的にはどうですか。

◎会長

できるとは思ひますが、最終的には議会を通して決めることなので、やはりある程度スケジュールに沿つて議論も進めていかないと、料金改定が半年遅れると料金の値上げ幅を高くしないといけないとか、そういった話になってしまいますので、全5回のうちで終わらせないといけないというのがあります。

今日の段階である程度決めておくほうが望ましいところではあります、事務局としてどうでしょうか。

●事務局

13円なのか14円なのか、腑に落ちていない方もいらっしゃいますので、次回の審議会で先ほど、○○委員が言われた改定率14%で物価上昇を加味した資料、シミュレートをお見せして、一応13円と14円の両方を想定した中で、答申案を出させてもらうという形はいかがですか。

最終的に第 5 回の時に答申までたどり着きたいと思っております。第 4 回では答申案を見ていただいて、またそこに対していろいろな意見いただいて、とうことで何とかいけるのではないかと思います。

◎会長

承知しました。

次回までにまた資料を揃えていただくということで、よろしく願いいたします。

それでは事務局に進行をお返しします。

●事務局

皆様本日は時間が長くなってしまいました。ありがとうございました。

値上げ分をどこに負担していただくとか、そういった話になるとすごく難しい問題になってきますので、議論も白熱したものになったかと思っております。

今日は最終的には料金表は決まりませんでした。基本料金は一律 200 円改定、従量料金も一律同額改定の方向性が決まりましたので、次回 13 円なのか 14 円なのか決めつつ、答申書（案）の提示をさせていただきたいと思っております。

それではこれをもちまして水道料金審議会第 3 回を終了とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。